

新型コロナウイルス感染症の影響により、ガス料金等のお支払いが困難なお客様に対する
特別措置について

令和2年3月25日
渋川ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆様の御冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、ガス料金のお支払いが困難なお客様に対し、下記のとおりガス料金の特別措置を本日より適用させていただきます。

特別措置を適用するお客様

新型コロナウイルス感染症の影響により生活福祉貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の貸付を受けたものの、ガス料金の支払に困難を来し、支払の猶予の申出をいただいたお客様（貸付の決定通知等をご確認させていただくことがあります。）

特別措置の内容

当社一般ガス小売供給約款契約のお客様は、同約款V料金等22支払期限（3）に規定する支払期限日（支払い義務発生日の翌日から50日目の日）について、令和2年2月分、3月分、及び4月分のガス料金（当社が取次してガス料金と合算して請求している東京ガス㈱の電気料金を含みます。）については、40日繰り延べします。なお、この特別措置は、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大した場合はさらに延長することがあります。

お申出方法

当社に電話等でご連絡していただきます。なお、特別措置が適用されるお客様は、当社が該当者だけに配布する一般ガス小売約款契約変更の書面（変更部分のみ記載）をご確認ください。

また、支払期限日を経過したガス料金については、お申出いただきましても受諾できません。

担当部
渋川ガス㈱ 総務部
連絡先
0279-23-5501
営業時間
午前8:30～午後5:00